⑶　有価証券及び投資有価証券	11,164,939,208	11,824,710,000	659,770,792
⑷　長期未収金	78,236,996	78,236,996	—
⑸　未払金	(293,936,646)	(293,936,646)	(—)

（注１）負債に計上されているものは、(　) で示しております。
（注２）金融商品の時価の算定方法及び有価証券等に関する事項
⑴　現金及び預金、⑵　未収金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、未収金計上額のうち77,387,954円は、第２号勘定との内部取引により発生したものであり、法人単位では相殺した額を計上しております。
⑶　有価証券及び投資有価証券
これらの時価については取引金融機関から提示された価格によっております。
⑷　長期未収金
吹田市との契約に基づき、期末日以降２年以内に入金が確約された債権であり、大きな時価の変動は生じないと考えられるため、同額を時価としております。
⑸　未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

３．満期保有目的の債券で時価のあるもの　（単位：円）

	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	11,164,939,208	11,824,710,000	659,770,792
	小　計	11,164,939,208	11,824,710,000	659,770,792
合　計		11,164,939,208	11,824,710,000	659,770,792

４．満期保有目的の債券の今後の償還予定額　（単位：円）

	１年以内	１年超５年未満	５年超10年未満	10年超
国債・地方債等	1,000,000,000	2,900,000,000	2,800,000,000	4,500,000,000
合　計	1,000,000,000	2,900,000,000	2,800,000,000	4,500,000,000

［損益計算書関係］
１．固定資産除却損（臨時損失）の内訳　（単位：円）

種　類	計上額
建　物	42,305,741
構築物	3,045,490
機械装置	11,392,801
車両運搬具	57,605
工具器具備品	26,639
計	56,828,276

２．固定資産売却損（臨時損失）の内訳　（単位：円）

種　類	計上額
建　物	12,424,676
構築物	24,945,791
機械装置	870,763
工具器具備品	108,315
計	38,349,545

［キャッシュ・フロー計算書関係］
１．資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳
現金及び預金　11,320,871,583円
資金期末残高　11,320,871,583円
２．重要な非資金取引
（仮称）吹田市立スタジアム建設に伴う既存施設撤去に係る補償資産の受入
建　物　95,550,000円
［行政サービス実施コスト計算書関係］
引当外退職給付増加見積額は、国及び大阪府からの出向職員にかかるものであります。
［賃貸等不動産関係］
当機構は、保有する土地の一部を民間事業者等に貸し付けることにより財産貸付料収入を得ております。これら賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。
（単位：円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
4,598,679,965	4,031,349,940	8,630,029,905	25,356,758,560

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価であります。
（注２）当期増加の要因は貸付地の増加4,031,349,940円によるものであります。
（注３）当期末の時価は、当該土地にかかる吹田市及び茨木市の固定資産税額算定に伴う土地価格（平成26年１月１日現在）及び平成25年度相続税路線価に基づいて当機構で算定した額であります。
また、賃貸等不動産に関する平成26年３月期における収益及び費用等の状況は次のとおりであります。
（単位：円）

賃貸収益	賃貸費用	その他
872,516,598	126,586,349	—

注　賃貸事務直接担当者以外の人件費の負担額、賃貸事務にかかる消耗品費等については、金額が僅少で、事実上把握困難なため賃貸費用に計上しておりません。
［資産除去債務関係］
当機構は、保有する６件の施設について、石綿障害予防規則に基づき、撤去時におけるアスベストの除去に関して債務を有しております。このうち、２件の施設について資産除去債務を計上しております。その他の施設については、歴史的価値ある施設として恒久的に残していく方針であるため資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。
［重要な後発事象］
当機構は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成25年法律第19号）附則第２条第１項及び独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第22号）の定めにより、平成26年４月１日に解散しました。
同法律附則第２条第８項及び第９項の規定により、財務諸表等は継続企業を前提として作成されており、解散することによる影響を財務諸表等には反映しておりません。